

議長	<p>議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、5月20日に河野和昭推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下加治字屋淵地内にある田1筆、面積1,774㎡です。農地の現況は、保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では稲を作付けするということです。</p> <p>また、通作については車で5分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は現在、市内の戸建住宅に両親と3人で居住しています。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、10年の経験があります。</p> <p>譲受人からは今回、水稻の作付け計画が提出されております。</p>

また、通作に関してですが、車で5分程度ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和5年5月8日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機5台、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、5月23日に落合久明推進委員とともに現地調査をしましたので、その

状況を報告いたします。

申請地は、大字虎秀字市場地内にある畑2筆、面積303㎡です。

農地の現況は、梅が植えられており下草などは適正に管理されております。

譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では梅を作付けするということです。

また、通作については自宅に隣接する場所にあるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、肥沼健一委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、市内の戸建住宅に妻と2人で居住しています。

譲受人の農作業の経験については、15年以上の経験があります。

譲受人からは今回、ウメの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年5月8日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました落合久明推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5 番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8 番

今回の申請は、出荷を前提としたものでしょうか。

事務局

自家消費です。

3 番

周辺農地の状況ですが、同様に梅を作付けしているのでしょうか。

事務局

はい、周辺の農地でも梅を作付けしております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7 番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、5月20日に的板徳市推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字中山字鶴舞地内にある畑1筆、面積563㎡です。農地の現況は、大根などの露地野菜が作付けされております。譲受人は、農業経営の開始のために申請されるということです。譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではジャガイモ、ダイコン、ニンジンなどの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については自宅から徒歩で10分の場所にあるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、市内の戸建住宅に家族4人で居住しています。

譲受人の農作業の経験については、20年の経験があります。

譲受人からは今回、ジャガイモ、ダイコン、ニンジンなど、露地野菜の作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自宅から1kmの場所ですので、問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和5年5月8日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を導入予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました的板徳市推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6 番	この農地への進入路はどちらですか。
事務局	申請地から見て、南東側からの進入路となります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	<p>それでは、議案第 2 号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号 1 番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、有機農法での少量多品目の露地野菜になります。 販路としては、個人宅への配送などです。</p> <p>整理番号 2 番の方は、利用権の設定の更新になります。 経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。 販路としては、スーパーへの出荷などです。</p> <p>整理番号 3 番の方は、新規での利用権の設定になります。 市内、県外で養蜂を営んでおりますが、今回の経営作物は、水稻です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の第 1 号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第 2 号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p>

	説明は以上です。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
3番	整理番号3の方は、養蜂業を営んでいる方で蜜源植物を主に作付けしている方ですが、今回の利用権設定は水稲ということでしょうか。
事務局	水稲での利用権設定となります。申請人に確認したところ数年前に当市に移住して以来、耕作放棄地が地元に限らず多く存在すると常日頃から感じていたとのことでした。そこで、今回は本業である養蜂業とは別ですが、家族や地元地域の協力者もあり、農地を借りて水稲をすることにより、少しでも耕作放棄地の解消に繋げていけたらと思い、農地を借りることに至ったとのことです。収穫物については当面は自家消費ですが、将来的には収穫体験の場にしていきたいと考えているとのことです。
3番	水稲に必要な農機具などは所持しているのでしょうか。
4番	申請人からこの件については以前より相談を受けており、今回、申請人からトラクターでの作業を依頼されています。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。
	【案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和5年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。